

HEAT20 2020に向けた住宅断熱化のすすめ

趣旨説明

坂本雄三（東京大学）

温暖化対策は世界の課題／節電は日本の課題

- ◆ IPCCの**温暖化原因特定**(第4次報告書)とノーベル平和賞の受賞
- ◆洞爺湖サミットでの合意「2050年までにCO₂を**50%削減**」
- ◆オバマ大統領の就任とリーマンショック対策「環境対策に2年間で500億ドルの投入」(グリーン・ニューディール政策)
- ◆日本も経済対策を兼ねた環境対策の実施(エコポイントなど)
- ◆環境産業の創生とCO₂削減(新成長戦略)
- ◆3.11巨大地震による**原発事故**の発生と影響
 - ・**節電**の実施と成功→省エネはやる気になればできる？
 - ・**エネルギー政策の見直し**(国内原発は？世界の原発需要は不变)
- ◆日本は**京都議定書**の延長には不参加→独自目標の設定へ



省エネ住宅・建築への政策的支援

(2011年度までのアメ)

国土交通省関係のみの支援策(他の省庁のものは省略)

●税制での支援

- ①長期優良住宅(省エネ等級4も必須)の新築で、所得税等の減税
- ②住宅の断熱改修に対する減税(所得税+固定資産税)
- ③省エネ性能の高いビルに減税(エネ革税制:所得・法人・事業税)

●補助金による支援

- ①**住宅・建築物省CO2先導事業(先進Pの支援)**
08年50億、09年70億
 - ②**中小ビルの省エネ改修推進事業**
08年:50億、09年:70億
 - ③**省エネ住宅のエコポイントも実現(1000億)**
 - ④長期優良住宅(省エネ等級4も必須)の事業に対する補助金
- } 10年:330億

●住宅ローン(金融支援機構)での優遇

- ①住宅事業建築主基準を満たす一般の戸建住宅に優遇金利
- ②長期優良住宅(省エネ等級4も必須)に対する優遇金利など

住宅エコポイント

住宅版エコポイント

三省合同事業 1,000億円

(経済産業省333.3億円、国土交通省333.3億円、環境省333.3億円)

■ エコポイントの発行対象

平成22年1月28日以降に、原則として、工事が完了し、引き渡された住宅が対象

- ① エコリフォーム(平成22年1月1日～平成22年12月31日に工事着手したもの)
・ 窓の断熱改修(内窓設置(二重サッシ化)、ガラス交換(複層ガラス化))
・ 外壁、天井又は床の断熱材の施工
※ これらに併せて、バリアフリーリフォームを行う場合、ポイントを加算

- ② エコ住宅の新築(平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもの)
・ 省エネ法のトップランナー基準(省エネ基準+ α (高効率給湯器等))相当の住宅
・ 木造住宅(省エネ基準を満たすものに限る)

■ 発行ポイント数

- ① エコリフォーム(1戸あたり300,000ポイントを限度とする。)

内窓取付け・外窓交換	大(2.8m ² ～) 18,000ポイント	中(1.6m ² ～2.8m ²) 12,000ポイント	小(0.2m ² ～1.6m ²) 7,000ポイント
ガラス交換(ガラスごと)	大(1.4m ² ～) 7,000ポイント	中(0.8m ² ～1.4m ²) 4,000ポイント	小(0.1m ² ～0.8m ²) 2,000ポイント
外壁、屋根・天井、床の断熱改修	外壁 100,000ポイント	屋根・天井 30,000ポイント	床 50,000ポイント
バリアフリー改修 (50,000ポイントを限度とする。)	手すりの設置 5,000ポイント	段差解消 5,000ポイント	廊下幅等の拡張 25,000ポイント

- ② エコ住宅の新築:1戸あたり300,000ポイント

2011年7月までの累積

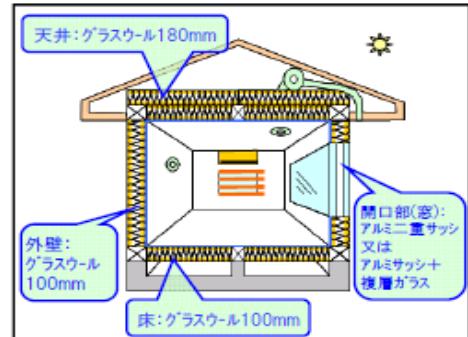
・省エネ・環境配慮に優れた商品
・新築住宅又はエコリフォームを行

	戸数	発行P
新築	41万戸	1233億p
リフォーム	45万戸	259億p



二重サッシ

複層ガラス



省エネ基準を満たす住宅のイメージ
(戸建木造住宅・東京の例)

■ エコポイントの申請期限等

○ポイント発行の申請期限

2011年の3次補正で復活(1,446億円)
2011.10.21～12.10.31までの期間

断熱材が足りない！？

住宅エコポイントなどの優遇が住宅の断熱化を加速



発行所：株式会社 新建新聞社 毎月10・20・30日発行
講読料（半年間）1万2600円
東京 〒160-0015 東京都新宿区大京町31東京ビル TEL (03) 5312-7740 FAX (03) 5312-7741
長野 〒380-0836 長野市南黒川688-8 TEL (026) 234-1211 FAX (026) 234-1310

シングルショミヨイ

フリー ダイヤル **0120-47-4341**

[毎月10.20.30日発行]



INDEX

- 4 ジャパンホームショーで見つけた注目商品
- 12 パッシブデザインの基本と実務のステップ
- 14 省エネ改修 工務店の実践事例【岩手】
- 15 省エネ改修を仕事にする「5つの力」

最新ニュースを毎日更新 新建ハウジングWEB <http://s-housing.jp/>

断熱材がない

今年6月10日、グラスウール断熱材メーカーの旭ファイバーグラスは、住宅用断熱材「マットエース10K品」の一部販売中止を発表した。原因は昨年から次世代省エネ基準適合を促す優遇制度が充実するなかで、これらに対応できる高密度製品の需要が急増、相対的に需要の減った旧来品の生産ラインを中止することで工場全体の生産効率を上げるのが狙いだった。

「この頃を境にメーカー各社の雲行きがおかしく感じた」と話すのは、大手建材商社の仕入れ統括担当だ。この商社に對しても断熱材の納期が1日、2日と遅れることが続いた。そして8月に入ると「入荷の目処が立たない」と、完全に納入が止まつたという。 「お盆過ぎから品質の悪化がみられ、現在は1ヵ月から2ヵ月以上の遅れが止まつた」という。



断熱材の不足で納期の遅れが深刻化している。長期優良住宅制度・フラット35Sに加え住宅エコポイント制度など次世代省エネ基準クリアを条件とする優遇制度がそろったところに年末前の特需が重なっている。一方行政は行き過ぎた反応が過剰在庫を生み、事態を悪化させる危険があるとして、業界内に冷静な対応を呼びかけている。

不足深刻化、納期2ヵ月以上

2012年度の省エネ住宅・建築への政策的支援

①住宅のゼロ・エネルギー化推進事業(新規、23.1億円)

ZEBやZEH住宅に増加費用の1/2を補助(165万円/戸で1400戸を予定)

②住宅・建築物省CO2先導事業(継続)

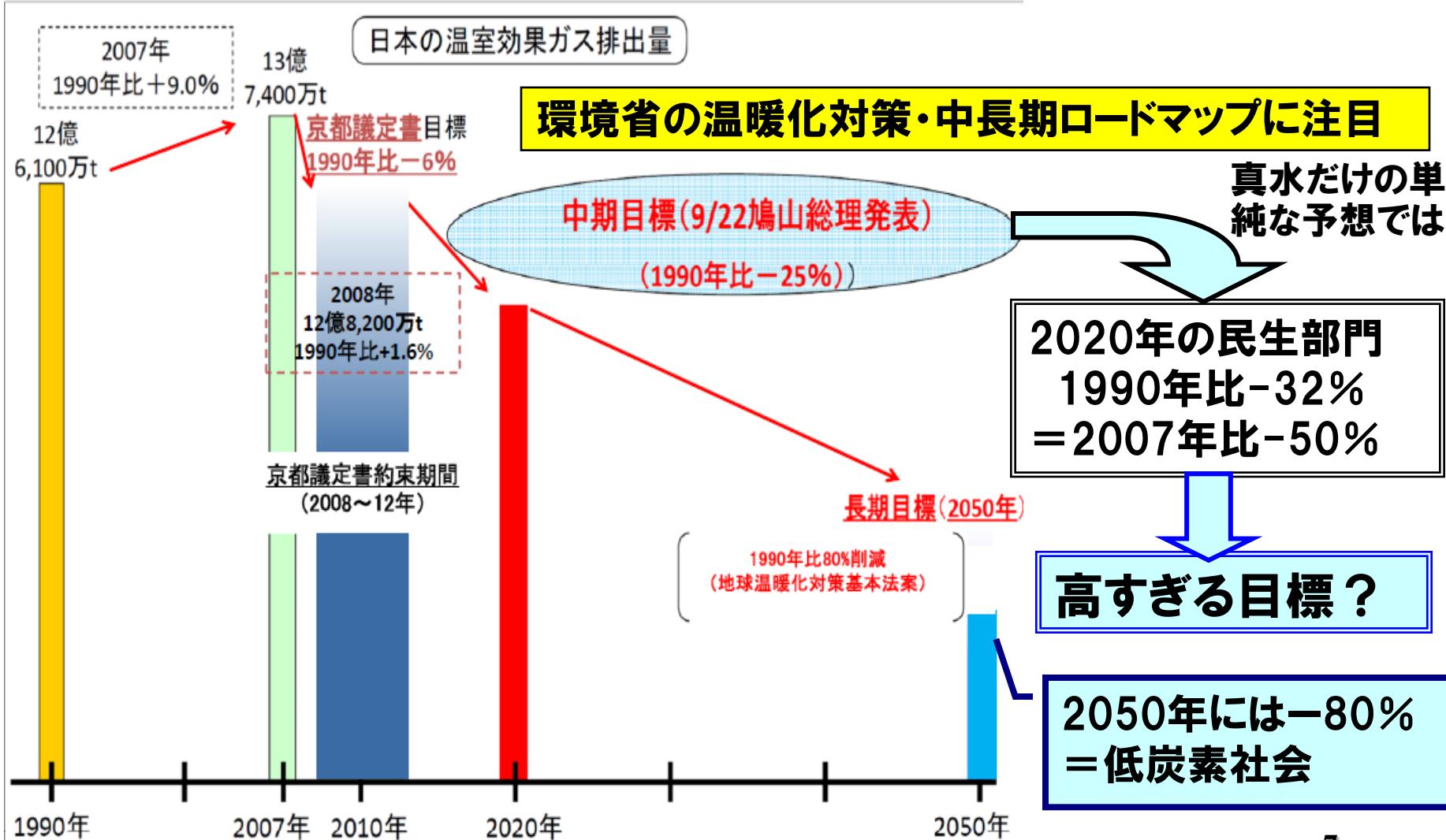
③建築物省エネ改修推進事業(継続)

④認定低炭素住宅の促進のための税制特例

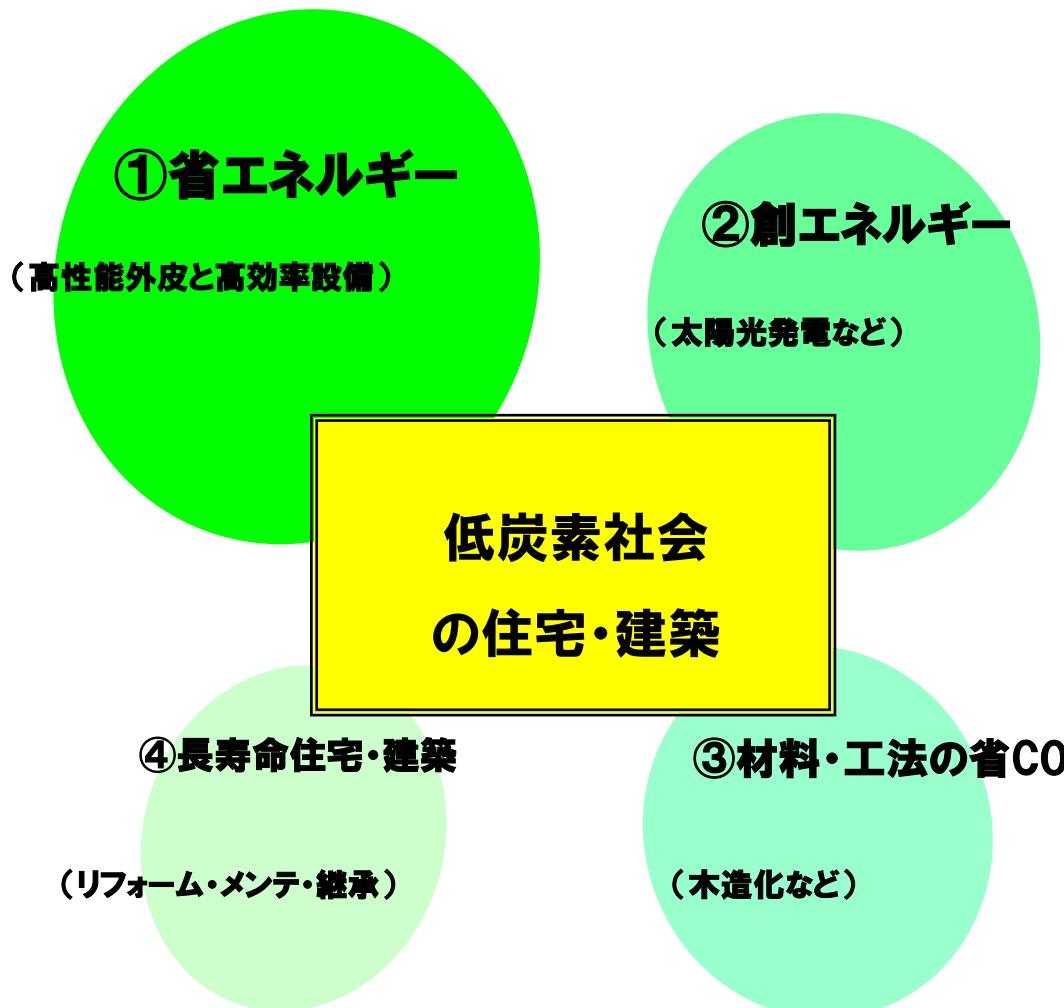
(『認定基準』を満たす住宅に対して適用される)

- ・住宅ローンの控除対象借入限度額引き上げ
3000万円→4000万円
- ・登録免許税の税率を0.1%引き下げ

日本のCO2削減の目標(低炭素社会への道)



低炭素社会の住宅・建築



低炭素社会の建築の要件

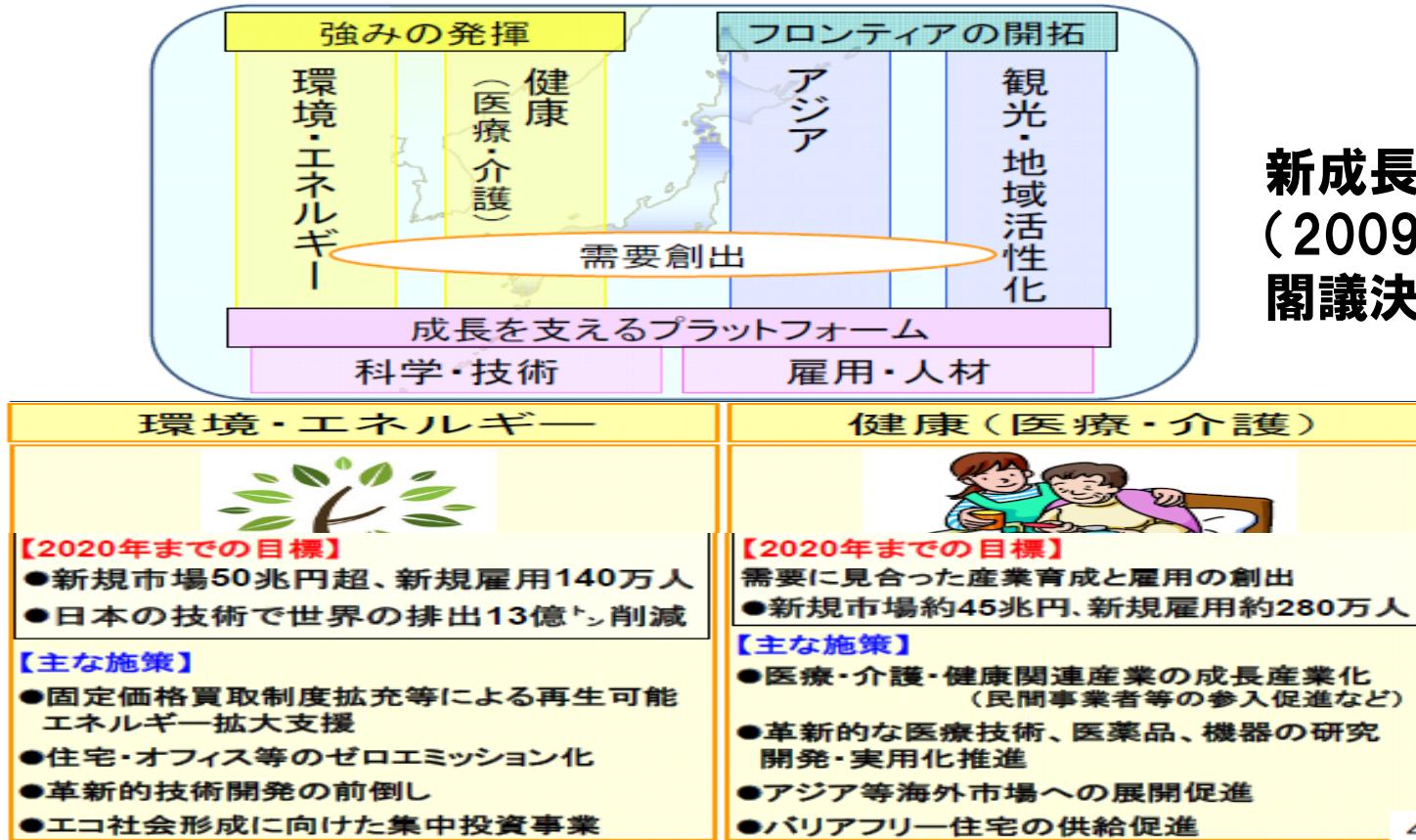
- ①省エネルギー
断熱と高効率設備**
- ②創エネルギー
PV、風力発電**
- ③材料・工法の省CO2**
- ④長寿命化**

ZEB=①と②を実現

LCCM=①～④をすべて具現化？

断熱は省エネの基本

なぜ低炭素社会を目指すか？

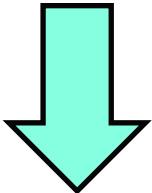


我々は、低炭素社会の構築によって、何を得ようとしているのか？

➤世界の目標になる社会の実現(安全・安心・快適・健康・長寿……)
⇒新たな文明の創出
➤環境産業などの新たな産業の創出(日本経済の発展)

低炭素社会を目指した、 新たな省エネ基準の構想

既に報道発表があったように、国交省は義務化を前提にした新たな省エネ基準の策定に着手している。



本調査研究もこうした流れを支えるもの

新序

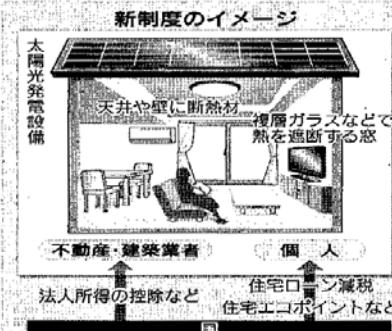
2011年(平成23年)9月19日(月曜日)

◎日本経

住宅やビルなど全ての建築物を新築する際に、新たにつくる省エネルギー基準を満たすよう義務付ける方針だ。断熱材などを活用し、冷暖房や照明に必要なエネルギーの消費量を一定水準以下に抑えるよう求めめる。2020年度以降は基準を満たさなければ建築を認めない。義務化までは基準を満たした業者や個人に対し税を優遇する。二酸化炭素(CO₂)など温帯化ガスの排出抑制につなげる狙いだ。(建築物の省エネ基準は3面「まよのことば」参照)

国土交通省、20年度まで段階導入

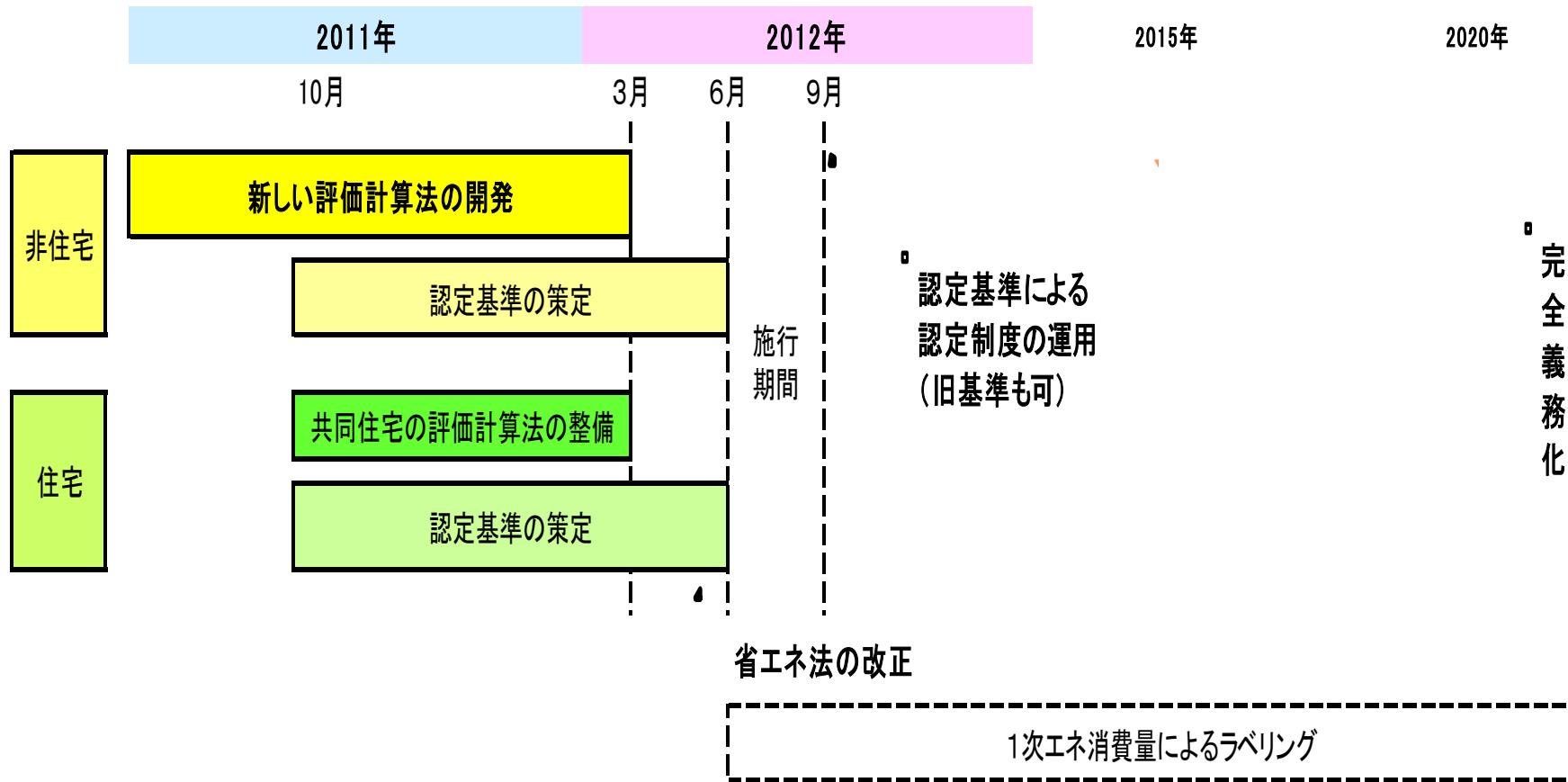
る省エネルギー法を13年
中にも改正する方針で、
経済産業省、環境省など



新築建物に省エネ義務

省エネ法(省エネ基準)の義務化へのプロセス

温暖化対策の重要性と3.11後の節電要請を考慮すると、建築物の省エネ基準の完全義務化は必要な政策である。



省エネ法(省エネ基準)の義務化とは

省エネ法の義務化 = 建築基準関連規定として義務化

- ・省エネ法は、建築基準法、消防法、水道法などと同格になる。
- ・省エネ法に不適合であれば、建築確認は下りない。

①基準適合の判断は、効率規制から絶対値規制へ

1次エネルギー消費量(GJ/(戸・年))に基づく判断へ

②対象エネルギー用途は「空調 + 換気 + 照明 + 給湯 (+ 昇降機)」

③戸建住宅では「住宅事業建築主の基準」がこの基準として採用される。次世代省エネ基準の扱いは未定。

④集合住宅の住戸専用部にも、外皮と設備を対象とした新たな基準が制定される予定(住宅事業建築主基準の拡大)。

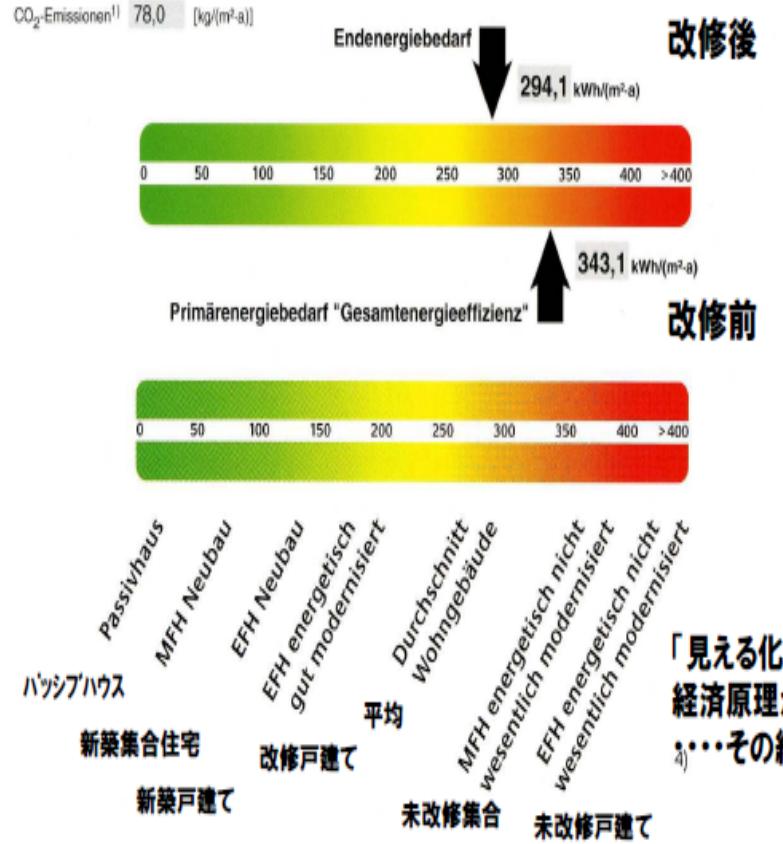
新たな省エネ基準の運用

- ・ 新たな省エネ基準は、2012年9月より、**認定基準**(国の認定制度)として運用され、2020年までにすべての建物に対する義務基準として適用される。
- ・ 認定基準に適合すると認定された住宅・建物は**税制支援(2012年度は、住宅ローン減税・登録免許税の減税)**を受けられる。
- ・ 認定基準の基準値の省エネレベルは現行基準値(1999年)のそれより**10%程度高い**程度。
- ・ 新たな基準体系では、すべて**1次エネルギー消費量**に基づいて判断がなされる。

住宅・建築の省エネラベリングも視野に

- 省エネラベリングとは、エネルギー消費量の評価に基づく建築の「性能表示」制度。新築や建物の売買で、この表示が必要になる。
- 性能の最低ランクは省エネ基準レベルの1次エネ消費量。最高ランクはZEBか(すますま会議)
- 省エネ基準を義務化した場合の、省エネ性能の下どまり防止が目的。
- 評価に必要な計算方法(ものさし)は、新しい省エネ基準と同じ。
- 欧洲では実施(イギリスのEPC, ドイツのエネルギーパス)。米国でも一部の州や市で実施。

エネルギーパスの表示例



2009/11/6